「最後の一人まで」めざす復興法体系を

大震災20年を機に再スタート

関西学院大学災害復興制度研究所 主任研究員・教授 山中茂樹



1. けもの道

阪神・淡路大震災から20年。災害復興学の構築は、 想定をはるかに超える「けもの道」となった。"失われた20年"のとば口にあった1995年1月17日未明、 マグニチュード7.3、神戸の都心を切り裂く震度7の 帯は、すべてが右肩上がりだった時代の余韻を一気に 打ち砕いた。それはまた、統治者の考える復興と被災 者の願う復興に大きな隔たりのあることを気付かせ る一撃でもあった。

だが、私たちが復興リベラリズムの旗を打ち立て、 志ある人々の参集を呼びかけようと決意するまでに、 震災から 10 年の歳月を要した。住まいの再建支援を 阻んだ「私有財産自己責任論」。復興の法的整備に「人 によって復興の定義はさまざま。法にはなじまない」 と難色を示した官僚。2005 年 1 月、関西学院大学に 災害復興制度研究所を創設し、3 年後、日本災害復興 学会を旗揚げするにいたった原動力は、正直に申し上 げると学問的関心ではなく、不条理な現実に対する義 憤だった。

地域の復興をトータルで評価する統治的復興か、被 災者一人ひとりの再起を最優先に考える市民的復興 か。いまなおシンクロ(同期)することの難しい論争 の戦端は、阪神・淡路大震災のささやかな合意から開 かれた。「住まいの再建なくして復興なし」――公的 補償という言葉を生んだ被災地の悲痛な叫びが財政 規律論者や新自由主義者の怒りを買った。

2. 被災者生活再建支援法

それだけに、「小さく産んで大きく育てる」を合言葉に被災地 KOBE が誕生させた被災者生活再建支援法は、幾度となく自助努力派からの攻撃にさらされることとなった。

1999年2月、旧国土庁の防災局長のもとに「被災 者の住宅再建支援に関する検討委員会」が設置され、 委員長に私の盟友だった東京大学社会情報研究所(当 時)の廣井脩教授(故人)が就任した。委員会の設置 根拠は1998年に成立した被災者生活再建支援法の付 則第2条「住宅再建支援のあり方については総合的な 見地から検討を行う」にある。この一節を挿入するに 当たって「生活再建を基軸とする法案に、別課題であ る住宅再建事項を組み込むことはできない」と官僚側 が激しく抵抗した。「それこそ関係議員のもとには夜 討ち朝駆けで説得が続いた」と当時社民党代議士だっ た中川智子・現宝塚市長。何度も削除の瀬戸際に立た された、この条文が公的支援の拡充を求める勢力の橋 頭保となった。だが、廣井さんは災害情報学の草分け。 畑違いの委員長起用に「私が委員長だったら思うよう にまとめられると思ったのでしょう」と述懐されたよ うに、委員会は最初から公的支援派と自助努力派がせ めぎ合う最前線となった。

委員長としては相当、異例だったに違いない。「住 宅再建は自力再建が原則」とする事務方や一部委員を 相手に回し、自ら「不意の大災害で生活基盤を、社会 基盤を失った人たちが自力で立ち直れるわけがない」 と切り込み、委員会審議に波紋を広げた。当時、私の もとへ、廣井さんから頻繁にメールが届いた。一画面 で表示しきれず、何度も巻物を巻くように画面をスク ロールしなければならないほど、びっしりと書き込ま れた立論。「山中さん、この部分が入れられなかった ら私は怒る」と、いつも自身を叱咤激励するように書 かれていた。辞表を懐にいれての委員会指揮。専門外 にもかかわらず、短期間にすさまじい勉強をされた跡 が、文面の随所から見て取れた。鬼気迫るほどの決意 と、行間にあふれる被災者への温かなまなざし。廣井 さんの真骨頂に触れた気がした。その結果、委員会審議は1年10カ月、17回の審議という異例の長丁場となったが、「住宅にはある種の公共性がある」との一文が盛り込まれた。ただ、一定の前進はあったものの、やはり住宅再建は自力再建という原則までは崩せなかった。

委員会が終わって、東大赤門前の割烹で焼酎のロックを傾けながら、「このうえは災害復興基本法をつくって、被災者支援の位置づけを法的に明確化させるしかないなあ」との話になった。

当時、私は朝日新聞社の震災担当編集委員。廣井さんの意を受け、以来、基本法づくりを担ってくれる大学や研究所を探して文字通り東奔西走することになった。しかし、いずこの訪問先でも色よい返事は聞かれず、「このうえは二人でつくろうか」と、相談は一気に飛躍した。しかし、コンサルタントへ基礎データを集める費用の見積もりを出したところ、「最低でも2000万円」という驚くべき回答。「う~む」と、ただ絶句するしかなかった。

3. 災害復興制度研究所と日本災害復興学会

そんな折、震災 10 年を迎えて記念事業を検討していた関西学院大学からアイデアを求められ、渡りに船と復興基本法づくりを持ちかけたところ、「やってみましょう」との返事。多少、驚きながら、震災当時、基本法づくりを試みたと聞いていた貝原俊民・前兵庫県知事を訪ねて教えを請い、貝原知事の勧めで、兵庫県に助っ人を申し入れたところ、当時、副知事だった齋藤富雄さんが「研究所をつくれ」といきなり、難題を持ちかけた。ところが、のちに災害復興制度研究所の初代所長となる宮原浩二郎副学長(当時)が「やりましょう」と即決、単なる仲介者でいた私もいつの間にか当事者になっていた。

震災から 10 年。私も創設に加わった関西学院大学の災害復興制度研究所は、災害研究の軸足を「理工学系から社会科学系に」「防災から復興に」とのキャッチフレーズで新聞紙面を賑わせた。しかし、世評は必

ずしも好意的なものばかりではなかった。「耐震化もまだ不十分だというのに、もう復興か」。建築学の大家からは厳しいおしかりの手紙をいただいた。復興といえば開発指向。経済・産業政策が中心との誤解があったのだろう。

復興学とは、被災した人々が自己決定権に基づき、 自身の人生を再生させていく営みでなければならない。誤解を解くためには「人間復興」を旗印にした復 興学の市民権獲得が急務だった。ならば、発足した研 究所を足がかりに復興リベラル勢力の結集をはかろ う。とりわけ被災地で生まれた知恵をストックとして 残すための受け皿がいる。日本災害復興学会の旗揚げ の準備は、研究所の発足から息継ぐ暇もなくスタート した。

準備にあたって、心がけたキーワードは「共存同衆」 と「復興リベラリズム」の二つだった。

「共存同衆」とは、わが国における学会=Society の原型の一つとなる結社のことだ。自由民権運動家の 馬場辰猪や東京専門学校(のちの早稲田大学)をつく った小野梓らが 1874年 (明治7年) に結成した。官 製的結社で閉ざされた組織だった日本学士会院とは 対極にあり、広く門戸を開き、当時としては珍しい女 性衆員の参加も認めた。しかも衆員全員が「無形の統 御者」としてトップを置かず、会合への参加も自発 的・自由な「Voluntary Society」であった。モデル となったのは、1857年に英国で結成された「社会科 学振興協会」(The National Association for Promotion of Social Science) だ。産業革命を背景に して生じたさまざまな社会問題を解決するために生 まれた組織で、当時の英国が直面していた法律問題、 教育問題、社会経済問題、労働問題などに取り組み、 「立法・法改正部会」や「社会経済部会」「教育部会」 などを置いて個別のテーマごとに議論をした。副会長 に女性を据えるなど進歩的で、クリミア戦争に従軍し たことでも知られる看護士・社会起業家のフローレン

災害復興制度研究所、ひいては日本災害復興学会も、

ス・ナイチンゲールらも在籍したという。

この「共存同衆」をモデルとした。当初は、こんな図式を描いた。真ん中に被災者や復興リーダー、外部支援者、研究者、ジャーナリストらが列(つら)なる全国被災地市民会議を置き、両サイドに研究組織と支援組織を配する。市民会議は全国被災地交流集会を主宰し、ここで支援が必要な問題、研究が求められる課題を抽出し、研究・支援組織に解決を求める。現在は、研究所が全国被災地交流集会「円卓会議」を主宰し、両サイドに研究所の各研究会と復興学会が位置する。現場と研究の融合は、発足当初からの理念だ。

一方、復興リベラリズムとは、機会平等と最小不幸、 国や社会による富の再配分を是とする立場だ。復興を 人口の回復率や経済成長率などでは測らない。被災者 一人ひとりの再生を集積したところから測るべきだ。 その指標には無機質な都市サイズの指数ではなく、正 の指数として豊かさ、絆、文化、負の指数として人々 の悲しみ、痛み、貧困といった人間サイズの物差しを 当てる。正の指数を伸ばし、負の指数の削減を図る。 私たちは被災地の人たちと手を結び、復興リベラリズ ムに基づく再建支援のシステムを構築していくこと を Stretch Target とする。と同時に、被災からの再 生は、平時の脆弱性克服につながる連続性を持ち、復 興リベラリズムとは災害復興のみならず、日本の不条 理を是正していく営みでもある。ならば、学会の性格 を決める理事の顔触れが大切だ。学会ブランド力を明 確に発信できる研究者や実務家、復興リーダーをでき るだけ集める。このため、学会総体の規模からは多め とも思える25人に就任をお願いすることとなった。

4. 災害復興基本法

だが、肝心の復興理念の社会への浸透はそう容易なものではなかった。日本災害復興学会は2009、2010両年度、「復興とは何かを考える委員会」を置き、延べ30人にも及ぶ研究者や実務家らから意見を求めた。また、復興学会の復興法制度研究会と研究所の法制度研究会は、2010年1月11日、合同で「復興災害基本法試案」を発表した。

試案は前文で以下のように謳う。

「我々は、成熟した現代社会が災害の前では極めて 脆弱であることを強く認識し、コミュニティと福祉、 情報の充実を図りながら、被災地に生きる人々と地域 が再び息づき、日本国憲法が保障する基本的人権が尊 重される協働の社会を新たにかたち創るため、復興の 理念を明らかにするとともに、必要な諸制度を整備す るため、この法律を制定する」

さらに、第3条で、「復興の主体は、被災者であり、 被災者の自立とその基本的人権を保障するため、国及 び地方公共団体はこれを支援し必要な施策を行う責 務がある」として主権在民の復興法を明確にした。

合同研究会は、統治者たちが復興の定義としてめざす「防災まちづくり」や「未来社会の創造」の前に、被災者たちは次元の違う復興を求めていることを認識し、脆弱な階層の声なき声を世に問おうとしたのだ。

そんな折、東日本大震災発生が発生した。時の政権は「コンクリートから人へ」をキャッチフレーズに政権を奪取した民主党だっただけに、復興政策においても大きな転換があるのではと期待した。案の定、宰相・菅直人の周辺から「災害復興基本法試案を送って欲しい」との要望が届いた。だが、フタを開けてみると菅政権、続く野田佳彦総理が飛びついたのは、阪神・淡路大震災で貝原俊民・兵庫県知事(当時)が提唱した創造的復興であった。

しかし、貝原知事の創造的復興は、戦後民主主義の中で彼が温めてきた地方分権をベースにした思想の集大成である。鉄鋼・造船といった従来の神戸経済を支えてきたハードタイプから、医療・環境・安心・安全といったソフトパワーへの転換、予算制度の制約を受けない復興基金や経済特区による柔構造の仕掛けによって、地域トレンドを一気に上昇へ転じさせる。復興庁による上からの復興ではなく、地方分権に基づく復興であった。

しかし、二人の宰相・菅直人と野田佳彦が「ただ元 に戻すという復旧であってはならない」として掲げた 創造的復興は、耳当たりのよいキャッチコピーを借用 したに過ぎなかった、といっても過言でないだろう。 それまでは原発推進を掲げておきながら、にわかに 「バイオマスを使った地域暖房を完備したエコタウ ンをつくるなど世界でモデルになるような街づくり を進めたい」(2011年4月1日の会見で)と舵を180 度切った菅総理。さらに、野田総理は、災害を奇貨と してドラスティックな競争国家への針路変更をめざ すなど、日本をどこに導くかベクトルの定まらぬ創造 的復興であった。

「惨事便乗型」という過激な冠のついた復興手法がある。命名者はカナダ生まれのジャーナリスト、ナオミ・クライン。著書『ショック・ドクトリン』(岩波書店)によれば、「惨事便乗型資本主義=大惨事につけこんで実施される過激な市場原理主義的改革」と定義する。表紙の裏扉には「アメリカ政府とグローバル企業は、戦争、津波やハリケーンなどの自然災害、政変などの危機につけこんで(中略)、人びとがショックと茫然自失から覚める前に、およそ不可能と思われた過激な経済的改革を強行する」とある。さしずめ野田総理が進めようとしたTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参入による競争国家への転進や宮城県の村井嘉浩知事が企図した漁業権の民間開放など新自由主義的経済への舵取りが、この類型にあてはまるのだろう。

とまれ、創造的復興にせよ、惨事便乗型の復興にせ よ、統治者は、災害復興にあたって、個人的価値を超 越した社会的価値を認め、その最大化に財政の存在意 義を求める集団主義的方法論をとる。復興の成果を個 人個人の積み重ねではなく、社会の総和に求める。つ まり、被災地全体がよくなれば、その成果は回り回っ て被災者個人にももたらされるという循環論的な考 え方だ。

5. 人間復興論

これに対し、被災地・兵庫県西宮市に在住していた作家、故・小田実(1932-2007)は統治者の復興に真っ向から対峙する姿勢をとった。著書『これは「人間

の国」か一西方ニ異説アリ』(筑摩書房)の中に次のようなくだりがある。

「国と地方自治体がこれまで推進して来た復興は、つまるところ、建物、道路の復旧、さらには人工島、海上空港の建設など乱開発の再開だった。(中略)しかし(中略)判りきった話だが、市民の生活再建を欠いては、経済の回復はない。いくらきらびやかに店舗が建ち並び、電飾がほどこされようとも、客が来なければ、客が来ても物を買わなければ、回復はただの絵に描いたモチだ」(P124)

実は同じような主張が 72 年前の関東大震災で、すでに展開されていた。

「人間の復興とは大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する。今日の人間は、生存するために生活し、営業し、労働せねばならぬ。すなわち生存機会の復興は、生活・営業・及び労働機会(これを総称して営生という)の復興を意味する。道路や建物は、この営生の機会を維持し、擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても本体たり実質たる営生の機会が復興せられなければ何にもならないのである」(福田徳三著『復興経済の原理及若干問題』)

帝都復興の儀を掲げ、「理想的帝都建設の為の絶好の機会なり」として帝都・東京の大改造をめざした、時の内務大臣・後藤新平に対し、「私は復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する」として異議申し立てをしたのが、大正デモクラシーの旗手にして福祉国家論の先駆者である経済学者の福田徳三(1874-1930)であった。

福田は、さらに続ける。「国家は生存する人よりなる。焼溺餓死者の累々たる屍からは成立せぬ。人民生存せざれば国家また生きず。国家最高の必要は生存者の生存権擁護、これである。その生存が危殆に瀕することは、国家の最緊急時である」(『復興経済の原理及若干問題』(1924年)と主張した。都市基盤の整備や都市空間の形成を復興事業の中核とする「空間復興」に対抗する「人間復興論」の登場であった。

人間復興論は、戦後、山形県と新潟県下越地方を中心に 100 人を超える犠牲者を出す大惨事となった羽越水害(1967 年 8 月)で、遺児の佐藤隆・参院議員(自民)が制定運動をめざした「個人災害救済法案」に引き継がれる。さらに、1991 年の雲仙普賢岳噴火災害では、九州弁護士会が中心になって、長期化大規模災害対策法、災害対策基金創設措置法、損失補償制度、地震等被害住宅共済制度の創設を提案し、人間復興論を実体法として形にしてみせた。

しかし、統治者の考える復興と被災地市民の求める 復興に隔たりがあることを市民自身が、明確に認識し たのが阪神・淡路大震災といえるだろう。

日本が右肩上がりの時代、災害からの復興は都市計画や土木・建築工学をベースとする空間復興が主流であった。都市計画学者・越澤明は著書『復興計画』(中公新書)の中で、復興は「元の状態に戻す復旧」ではなく、良好で安全な市街地と社会資本を形成することにある、と定義する。ゆえに、「横浜、銀座、函館の大火後、明治時代の為政者は、復旧ではなく復興を実施した。その結果、並木道、公園、洋風建築、煉瓦街などそれまでの日本の都市にはなかった新しい水準の高いインフラ(社会資本)と都市空間が出現し、新しい都市文化が誕生した」と、その成果を賞賛する。

これに対し、神戸の大震災では、空間復興や創造的 復興に対し、「復興はいらない。復旧でいい」と極言 する在野の研究者も現れ、『倒壊』(筑摩書房)の著者 でルポライターの島本慈子は「被災者の思いは『あの 日に帰りたい』だ」とユーミンのヒット曲の曲名を引 用して、被災者の本音は未来志向の復興ではないと喝 破した。

生活基盤の回復に最高 500 万円の公的補償を求める「生活再建援助法案」の実現をめざして、小田を旗頭に超党派の議員も巻き込んで市民=議員立法運動を繰り広げた市民グループの思いもまさにこの生活復旧であった。

6. 日本中枢にとっての復興

阪神・淡路大震災以来、人間復興論の具現化・体系 化をめざす復興リベラル勢力にとって、悲願となって いた復興基本法の制定は、本来、東日本大震災復興基 本法の誕生で一気に実現するはずであった。しかし、 基本法のベースとなった、東日本大震災の復興構想会 議提言では、日本経済の再生を図る先導的役割を被災 地に担わせるビジョンが謳われている反面、被災者の 生活再建や人権の回復といった言葉は一度も登場し ない。

そして、復興リベラル派の懸念は、現実のものとなった。

2012年9月9日、NHKは報道番組「シリーズ東日本大震災」で、復興増税を前提に組まれた巨額の復興予算が東北の被災地以外で流用されている実態を「追跡 復興予算19兆円」と題して取り上げた。復興予算流用の報道はその後、他の報道機関でも相次ぎ、驚くべき実態が次々に明らかになった。

新聞や週刊誌などから、いくつか事例と省庁の釈明を拾ってみると――

【経済産業省】海外のレアアース(希土類)鉱山の買 収資金に80億円。「中国への調達依存から抜け出さ ないと、国内の自動車産業の競争力が弱まり、空洞化 が加速しかねない。被災地には自動車部品業も多く、 復興に役立つ」【農水省】調査捕鯨の支援経費として 23 億円。「捕鯨基地がある宮城県石巻市の復興につな がる」【法務省】北海道と埼玉県の刑務所で行う職業 訓練の経費 2,765 万 2,000 円。「出所した受刑者の再 犯防止のため、労働需要の高まっている被災地で働け るよう小型建設機械の運転資格を取らせることを目 的としている」【外務省】独立行政法人・国際交流基 金の運営費に1億1,900万円。「被災地は元気だと海 外に発信するとともに、放射能の不安を払拭したい。 何回も実施して復興の努力を伝えていきたい」――な どなど枚挙にいとまがないほど、あきれる事実がメデ ィアにあふれた。

だが、メディアの流用批判に当時の政権中枢や官僚

は「心外だ」との表情を見せた。一見、開き直りとも とれる姿勢の根拠は、2011年6月施行の東日本大震 災復興基本法にある。第1条は、法の目的に「復興 推進」とともに「活力ある日本再生」を掲げる。さら に、第2条の5で、「次に掲げる施策が推進されるべ きこと」として、「地震その他の天災地変による災害 の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して 暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるため の施策」を挙げた。防災を名目にした全国での公共事 業の積み増しは、与野党双方の国会議員が働きかけた 結果でもあるだけに、復興予算の「流用」を批判する 野党に対し、政府・民主党は「自民党や公明党から被 災地に限定しないで全国で予算を使えるようにすべ きだとの議論があった」(蓮舫・元行政刷新相)と反 論。野田総理も「法に従ったまで」といわんばかりで あった。

東北の避難所に、あふれんばかりの避難者がまだいた段階で、復興構想会議が、はやばやと謳いあげた復興7原則の一つには「被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す」(原則5)とある。さらに、復興基本方針は、この原則のだめ押しをするように「被災地域の復興は、活力のある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくてして被災地域の真の復興はないとの認識を共有(する)」とした。まさに、復興基本法の目的は被災地の復興よりデフレスパイラルに陥っていた日本経済の建て直しにあるようにさえ思える。いや、大災害の影響が東京なる街に住まう日本中枢にまで及ぶことを恐れるあまりの提言ではなかったのか。

平成25年(2013年)6月に成立した「大規模災害からの復興に関する法律」も東日本大震災復興基本法の枠組みをなぞっており、復興理念や復興基本方針を定めるのは政府の対策本部や本部に置かれる復興対策委員会となっている。

7. 原点に立ち戻り

人間復興論の法制度化にあたっての要は、憲法 13 条で認める自己決定に基づく幸福追求権を復興過程 にどう反映させるかであった。ところが、制度化され た復興法はいずれも統治者に決定権が委ねられ、福田 徳三が描いた人間復興論とは似ても似つかぬものと なった。

ここにいたって、原点に立ち戻り、福田徳三の人間 復興論を復刻し、広く研究者や行政担当者の啓発にあ たることにした。幸い当時、関西学院大学の学長だっ た井上琢智・経済学部教授が福田徳三の研究者であっ たことから、原典の出版社や原典を保管している一橋 大学図書館の許可を得てコピーを許して頂き、2012 年3月30日、復刻版『復興経済の原理及若干問題』 (関西学院大学出版会)の出版にこぎつけた。

しかし、もう一つの問題、それもやっかいな問題が 起きていた。恐れていたこととはいえ、被災者生活再 建支援法の運用基金が破綻したことだ。

支援法は都道府県が拠出した 600 億円の基金をもとに運用されており、給付の際は国が同額、助成する。いわば地方の共助の仕組みとも言えるが、東日本大震災では約 4,400 億円の給付見込みとなり、基金は破綻状態となった。地方だけでは対応できないため、国8、都道府県2の負担割合で乗り切ることとなったが、

「これでは共助ではなく、公助だ」と、私財への公的 支援に反対する勢力がまたぞろ勢いを盛り返す気配 が出てきた。

ここにきて阪神・淡路大震災の大きな成果について 震災 20 年を前に評価しておく必要性を痛感、支援法 の成立に主要な役割をになった自然災害被災者支援 促進連絡会(連合、日本生協連、兵庫県、全労済協会) とともに 2014 年 3 月、『検証 被災者生活再建支援 法』(関西学院大学出版会)を刊行した。

支援法には、大災害に対応するにあたって、「基金 規模としては不十分」「住宅再建支援に特化されてお り、生業支援面が弱い」など問題も少なくないが、災 害復興基本法を実体化していくうえでの中核的役割 を担うことは間違いないだけに、同法を死守し、さら に磨き上げていく必要があるだろう。

阪神・淡路大震災から 20 年。私たちは、復興リベラリズムの旗をもう一度、担ぎ上げなければならない。 関西学院大学災害復興法制度研究所の法制度研究会と日本災害復興学会の復興法制度研究会は改めて大災害時代に向けた人間復興へのロードマップを描き直す作業に着手した。東日本大震災 5 年に向け、基本法に基づく実体法としての被災者総合支援法、その前段としての「あらまし」をまとめることが当面の目標だ。それは、被災地 KOBE の NPO が掲げる「最後の一人まで」を法制度面で実現するための気の遠くなる作業の第一歩でもあるのだ。

【追記】それは衝撃のひと言だった。「貝原前知事が 交通事故で亡くなられた」。11月13日夕、神戸新聞 の記者からもたらされた一報に、わが耳を疑った。貝 原さんには、10月3日に災害復興学の授業で登壇し ていただいたばかりだった。11月14日の授業では講 師に黒田裕子さんを予定していたが、黒田さんも9 月24日、肝臓がんで死去されており、14日の授業で は、はからずも大震災からの復興に貢献された二人の 死を学生に伝えるはめとなった。

実は 10 月 3 日の授業のあとで、貝原さんに会食をお願いしていた。「創造的復興」について、確かめたいことがあったからだ。しかし、会食はその日の朝、突然、予定が入ったことでキャンセルされ、私の疑問は今なお未消化なまま、宙ぶらりんとなっている。

新潟県中越地震のあと、中越復興市民会議の中心メンバーだった稲垣文彦さんが、「軸ずらし」なる考え方を発表した。デフレスパイル下での災害復興は、高度経済成長時代のように常に右肩上がりの復興曲線を描くことはあり得ない。35億円の税収しかない村に1000億円の復興予算を投じる経済効率の悪さに苛立ったのか、新潟県に寄せられた声の中には「山古志村を復興させる必要はない。一人ひとりに補償金を渡して山から下ろした方が良い」という乱暴なものもあ

った。「軸ずらし」なる考え方は、経済優先の考え方 に異議を申し立て、復興曲線の縦軸を従来の経済指数 や人口ではなく、地域の絆や暮らしの豊かさに置き換 えようという価値観の転換を呼びかけるものだった。

ともすれば、開発指向として批判にさらされる貝原 さんの創造的復興も、実は「都市復興の軸ずらし」で はなかったのか、というのが私のかねてからの考えだ。

復興事業を従来どおり大型公共事業のばらまきと 大企業優先の財政出動を踏襲するだけでは、右肩下が りとなっている都市成長のベクトルはせいぜい震災 前と同レベルに回復するのがせきのやまだ。そこで、 縦軸の目盛りを安心・安全というソフトパワーに置き 換える。さらにいえば、「武力と経済開発」という 20 世紀型国家から「平和と安心・安全」という 21 世紀 型国家への「軸ずらし」をはかる、というのが貝原さ んの壮大な知恵だったのではないか。しかし、「軸ず らし」を推進するための特区構想は頑迷な政府官僚に よって潰され、柔軟な使い道を模索した復興基金も財 政当局によって数々の制約を受け、貝原さんの志は道 半ばになったのではないか。

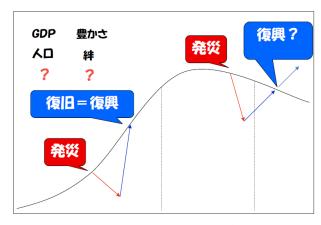


図1 中越復興市民会議が提唱した軸ずらしの考え方

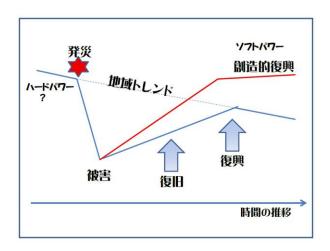


図2 創造的復興の考え方

そう考えなければ、あの日の貝原さんの笑顔が理解できないからだ。「あの日」―2010年1月9日、震災15年を前にしたシンポジウムに貝原さんの出演をお願いしていた。その直前、われわれは「災害復興基本法試案」を発表。原案は貝原さんの手元にもわたっていた。人間復興を基調に、ともすれば創造的復興を暗に批判するような内容になっていた。

どんな顔をして貝原さんに会おうかと思案しなが ら、会場に入ったところ、楽屋裏でばったり貝原さん に出くわした。「やったじゃないか」。貝原さんは、私 の肩をぽんとたたいて、にこやかに笑われた。

あの日の笑顔は、どのような意味だったのか。「創造的復興」の私なりの解釈は正しかったのか。今となっては確かめようもない。